

# 第21回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月28日(月)午後2時30分から午後3時10分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山田健一
会長職務代理者	11番	山本登
委員	1番	居内和則
	2番	鬼塚秀明
	3番	鎌田直人
	4番	川崎伸弘
	5番	遠藤優一
	6番	福田稔
	7番	松尾貴子
	8番	藤田政揮
	9番	中川一弘
	10番	立石雄治
	12番	小田切英治
	13番	佐々木義彦
	14番	鈴木圭一
	15番	矢萩一毅
	16番	首藤勝広

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

議案第 1号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 2号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 3号	農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 4号	農地移動適正化あっせん基準価格について

6. 議事録署名委員 7番 松尾貴子 8番 藤田政揮

7. 出席事務局職員

事務局長	川合正人
事務局次長	本間保司
農地係長	石垣友伯
事務局主査	竹岡亮
農地係主事	猪股路子

## 8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第21回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくをお願いいたします。
議長	本日の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。本日の会議の議事録署名委員として、7番松尾委員、8番藤田委員の両委員を指名いたします。
事務局	それでは、議案の審議に入ります。初めに議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。 (議案第1号の朗読説明)
議長	なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
事務局	それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
議長	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第2号については、初めに1番から9番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号1番から9番の朗読説明)
議長	なお、議案第2号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2ページに記載しております。以上でございます。
10番議長	ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。
議長	はい、何もございませんでした。以上です。
議長	議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
議長	それでは、おはかりいたします。議案第2号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
議長	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号10番及び11番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条

の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番、佐々木委員の退席を求めます。

(佐々木委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号10番及び11番の朗読説明)

なお、議案第2号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号10番及び11番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(佐々木委員 着席)

次に、議案第2号12番から38番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号12番から38番の朗読説明)

なお、議案第2号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号12番から38番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号39番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、14番、鈴木委員の退席を求めます。

(鈴木委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号39番の朗読説明)

なお、議案第2号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番  
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号39番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鈴木委員 着席)

次に、議案第3号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2ページに記載しております。また、2番から4番の農用地利用集積計画の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の3ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番  
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地移動適正化あっせん基準価格について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第4号の朗読説明)

ここで、2月に開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

本件につきましては、2月の農地常任委員会において議論したところですが、令和4年度のあっせん基準価格については据え置きが妥当との結論に至ったところでございます。

議長

以上でございます。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第21回総会を閉会いたします。